

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.179 October 2017

Contents

税務情報

建設、金融などの業界における増値税改革に関する事項のさらなる明確化

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～ 2

投資情報

「要員・人件費の生産性に関するベンチマーク調査&診断 2017年版」

～第1回 調査の概要およびファインディング～ 5

中国業務に関する主なお問合せ先 7

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味をしていますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

税務情報

建設、金融などの業界における増値税改革に関する事項のさらなる明確化 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国財政部、国家税務総局は2017年7月11日に財税[2017]58号通達(以下「58号通達」)¹を公布し、建設、金融などの業界における増値税改革(以下「増値税改革」)に関する事項及び増値税改革後の合算納税、農地流動化などについてさらなる明確化を行った。58号通達における金融機関の手形割引・再割引に関する規定は2018年1月1日から施行され、その他の規定は2017年7月1日から施行される。

1. 建設業界

(1) 簡易課税方式の適用対象となる建設工事

58号通達の規定により、建設工事の元請企業が建物の地盤工事、基礎工事、主体構造工事に関するサービスを提供する際、鋼材・コンクリート・構造部材・プレキャスト部材の全部又は一部を自己調達する場合、簡易課税方式を適用する。

58号通達でいう上述の状況は、従来の規定を照らし合わせて見ると「甲工事」(すなわち全部又は一部の設備、部材、動力は元請企業による自己調達である建設工事)方式で提供される建設サービスに該当するため、当該元請企業が増値税一般納税者である場合、一般課税方式と簡易課税方式のいずれを適用するかを選択できるが、2017年7月1日から、その選択ができなくなり、一律に簡易課税方式を適用しなければならない。

留意点として、58号通達において、上述規定の適用範囲が厳しく限定されており、下記の状況は適用対象外となる。

- 建物の建設工事以外の建設サービスを提供する場合。例えば道路、橋梁、トンネル、ダムなどの建造物を対象に提供する建設サービス
- 元請企業が鋼材・コンクリート・構造部材・プレキャスト部材を除くその他の部材のみを調達する場合
- 元請企業が下請企業に建設工事を発注する場合

(2) 前受金に関する納税義務

従来の規定によれば、納税者が前受金を受け取って建設サービスを提供する場合、前受金を受け取った当日が増値税納税義務の発生日であったが、58号通達により、当該規定は廃止された。

ただし、上述規定の廃止は、納税者が前受金を受領した際に増値税を納付する必要がないことを意味するものではない。58号通達により、納税者が前受金を受領して建設サービスを提供する場合、前受金の受領時に、前受金から支払った下請代金を控除した残額及び2%又は3%の徴収率に基づき、増値税の予納を行わなければならない。

予納税額*	一般課税方式:(前受金-支払った下請代金) / (1+11%) * 2%
	簡易課税方式:(前受金-支払った下請代金) / (1+3%) * 3%
予納場所	県(市、区)をまたいだ建設サービスの提供:建設サービスの発生地
	県(市、区)をまたいでいない建設サービスの提供:機構所在地

*予納税額の計算について、58号通達において、予納時に使用する徴収率のみ明確に規定されている。税額の計算式については、「納税者が県(市、区)をまたがって提供する建設サービスに係る増値税の徴収管理暫定弁法」(国家税務総局公告2016年第17号)の規定を参考にした。

建設サービスについて一般課税方式を適用する納税者にとって、従来の規定によれば、前受金の受領時に11%の税率に基づき増値税売上税額を計算し納付しなければならなかったため、とりわけ着工前に控除できる仕入税額が限られることで、資金面で圧迫される事態に陥りやすかった。58号通達の施行後、納税者は「前受金の受領時に比較的低い徴収率に基づき増値税の予納を行う」という取扱いの適用を受けられる可能性があるため、資金面でのプレッシャーが緩和される見込みである。

¹ [中国国家税務総局ウェブサイト](#)(中国語)

地域をまたいで建設サービスを提供する企業にとって、58号通達における増値税予納の関連規定は従来の規定と比べて変化はない。一方、地域をまたいでいない建設サービスを提供する企業にとって、58号通達における増値税予納の関連規定は新規規定であるため、関係企業は政策の調整による申告義務の変化に留意する必要がある。

留意点としては、58号通達により、前受金の受領日を納税義務の発生日とする規定は廃止されたが、前受金を受領して建設サービスを提供する場合の納税義務の発生時点については言及されていない。納税義務の発生時点の判断に関する一般的な規則及び建設業界における実務の状況を踏まえた上で、上述の状況における納税義務の発生時点については、下記の規則に基づき判断するよう規定される可能性があると考えられる。

- i) 発生済みの建設サービスについて、不動産の権利者又は工事元請企業に出来高を請求する場合、出来高認定請求書に署名した日を納税義務の発生日とする*
- ii) 納税者が i) よりも早い時点で増値税発票を発行した場合、発票の発行日を納税義務の発生日とする(発票主義)

*通常、出来高の請求に伴い、前受金勘定から完成工事高に振り替える会計処理が行われる。

ii) の場合、建設企業における納税義務は、増値税発票の発行と連動して発生する。建設企業が一般課税方式を適用する場合、増値税発票の発行時点で仕入税額控除に用いられる仕入税額がまだ発生していない可能性がある(例えば、着工前に)ため、11%の適用税率に基づき増値税売上税額を納付することで、資金面で圧迫される可能性がある。上述のリスクがある企業は、調達と資金運用を合理的に計画することで、不利な影響の緩和を図る必要がある。

また、現行の徴収管理規定の中に、「発票発行即徴税」に当てはまらない例外処理が存在する(すなわち、納税者が代金を受領し、増値税発票を発行したが、増値税課税役務(商品)の販売がまだ実現していない場合、即時に増値税を納付する必要がない。例えば、自社開発の不動産プロジェクトを販売し、前受金を受領する場合。)。建設企業が前受金を受領し、増値税発票を発行する行為について上述の例外処理の適用を受けられる場合、資金面で圧迫される問題は解消される。関係企業は、税務当局による徴収管理政策に上述の例外処理規則が導入される可能性に留意する必要がある。

2. 金融業界

(1) 手形割引・再割引業務

58号通達により、2018年1月1日から、金融機関²の手形割引・再割引業務について、実際に手形を保有する期間に取得する利息収入を貸付サービスの売上高として増値税を計算し納付しなければならない。金融機関の間で行われる手形の再割引業務を免税とする現行の規定は同時に廃止される。

経過措置として、手形割引に関する利息収入の全額について、手形割引を提供する金融機関が2018年1月1日までに増値税を完納している場合、当該手形の再割引に関する利息収入は、引き続き増値税の免税扱いである。

58号通達における上述の規定は、手形割引業務に関する増値税上の取扱いに大きな影響を及ぼすものである。現行の規定と実務において、金融機関が手形割引を行う際に、手形割引に関する利息収入の全額について増値税を納付し、増値税発票を発行するのが一般的であり、その後に行われる再割引業務は免税扱いとなるため、手形割引を行う金融機関のほうに税負担が偏っている。58号通達の施行後、手形割引・再割引の利息収入にかかる増値税は、手形割引及び再割引を行う金融機関が自身の取得する利息の金額に基づき、各自納付することになるため、手形業務にかかる税負担の公平性を確保する観点から有効である。また、従来の規定によれば、金融機関は通常、手形割引を行った当日に関連の利息全額について増値税を納付していたため、当該割引手形を譲渡する動機の低下を引き起こし、手形資産の流動性の低下に繋がった。58号通達は、金融機関が割引手形の再割引を行う動機を高めるものであり、その施行により手形資産の流動性を高め、手形市場の安定な発展に寄与することが期待される。

ただし、手形割引・再割引に関する増値税上の取扱いについて、下記のように、追って明確化が待たれる問題が存在する。

- 金融機関の間で行われる手形割引・再割引と類似する業務(例えば、ファクタリング、フォーフェイティング等)に、58号通達による増値税上の取扱いは適用できるか否か
- 金融機関が手形再割引による譲渡益について、「金融商品譲渡」として増値税を納付すべきか否か
- 金融機関が手形割引を行う際、客先は通常、会計処理に必要な証憑として、金融機関に手形割引の利息収入全額を対象とする増値税発票の発行を求めるが、58号通達において、金融機関は実際に手形を保有する期間に

² 金融機関は次の機構を指す:(1)銀行:中国人民銀行、商業銀行、政策性銀行を含む;(2)信用合作社;(3)証券会社、;(4)ファイナンス・リース会社、証券ファンド管理会社、金融会社、信託投資会社、証券投資ファンド;(5)保険会社;(6)中国人民銀行、銀行業監督管理委員会、証券業監督管理委員会と保険業監督管理委員会(いわゆる「一行三会」)の認可を経て設立され、金融・保険業務に従事するその他の機構など。

取得する利息収入を貸付サービスの売上高として増徴税を計算し納付するよう規定されている。この問題はどのように解消すべきか

3. 合算納税

従来の規定によれば、2つ又は2つ以上の納税者は、財政部及び国家税務総局の承認を得た上で、1つの納税者として合算納税を行うことができる。58号通達により、合算納税に関する上述の規定は廃止された。これは、増徴税納税者が7月1日から上述した合算納税規定の適用を申請できなくなることを意味するものと考えられる。ただし、総機構と分支機構に適用される合算納税政策が影響を受けないことに留意する必要がある。すなわち、権限ある当局の承認を経て、総機構は所在地の所轄税務機関にて分支機構との合算申告・納税を行うことができる。

4. 農地流動化

58号通達の規定により、納税者が下請、賃貸、交換、譲渡、株式取得などの方式で、払下げ土地を農業生産を目的とする農業生産者に流通する場合、増徴税を免除する。

増徴税改革以前は、「農業土地賃貸に関する徴税問題についての回答」(国税函[1998]82号)の規定により、農村、農場が土地の利用権を農業生産を目的とする個人又は会社に下請け(賃貸し)、受け取った固定額の下請代金(賃貸料)に対して、営業税を免除できる。58号通達による上述の規定は、営業税関連の優遇政策を増徴税改革以降に踏襲するものであり、農業の発展を支援する国家の施策方針を反映するものである。

5. デロイト中国の考察及びアドバイス

58号通達は、建設、金融などの業界における一部の増徴税政策について調整と明確化を行い、業界の要望にある程度応えたものである。関係企業は速やかに新政策を把握し、影響の評価結果を踏まえた上で、合理的なビジネスアレンジを行う必要がある。また、増徴税改革試験の実施範囲は2016年5月1日に既に全業種に拡大されているが、政策面で明確化が待たれる問題が多数存在しているのが現状である。将来において、財政・税務当局からより多くの具体的なガイドラインが公布されることが期待されており、納税者は引き続き法規及び実務の動向に留意する必要がある。

投資情報

「要員・人件費の生産性に関するベンチマーク調査&診断 2017年版」 ～第1回 調査の概要およびファインディング～

中国において近年人件費が高騰し、人件費の抑制が主要イシューになりつつある。そこで、デロイト中国 コンサルティング部門は2016年10月から2017年1月にかけて、「要員・人件費の生産性に関するベンチマーク調査&診断 2017年版」を実施した。第1回目となる本稿では本サーベイの概要およびファインディング、第2回、第3回では報告書の活用方法を中心に、3回に分けて解説を行う。なお、本サーベイは年に1度定期的な実施を予定しており、次回の調査となる「要員・人件費の生産性に関するベンチマーク調査 2018年版」の参加企業を募集している(詳細は文末参照)。

1. 本サーベイの特徴

「うちの会社の人件費は高い」、「他社と比べて社員数が多くて効率が悪いのではないか？」等漠然とした疑問を持っている経営者は多い。しかし、これまで中国では要員・人件費の生産性に関する有用なベンチマークデータを入手することが難しいのが実情であった。本サーベイは在中国の日系企業、中国企業、その他外資系企業から広く参加企業を募り、ご協力いただいた企業に対し要員・人件費に関する170を超える経営指標(KPI)を提供することで、印象論ではなく、数値というファクトベースで他社とのベンチマークを通して、自社の立ち位置を分析することを可能にした調査である。

2. 本サーベイでのファインディング(日系企業の特徴から)

本サーベイは2015年1月から2015年12月までの経営データに基づき、2016年10月から2017年1月までにデータをご提供いただいた151社の結果をまとめたものである。今回は、本サーベイから得た日系企業を中心にしたファインディングを3点ご紹介する。なお、以下で用いた数値はいずれも50%ile³の値である。

1) 管理職と駐在員(エクスパット)の比率

中国において人件費が高くなりがちな要因として、我々が注目したのは、管理職と駐在員の比率である。

管理職の割合が高ければそれだけ人件費は増加しがちである。管理職比率(全従業員に占める管理職の比率)は日系企業では12.5%、中国系企業で15.8%、その他外国企業では12.7%と日系企業の値が特別に高いわけではなかった。しかし日系企業では管理職に占める役職者比率が36.5%と低い水準に留まった。これは、日本国内同様、いわゆる「名ばかり管理職」の存在を示唆する結果であると推察される。

中国においては職務等級(職務に対して等級を決め給与を決める方式)を採用する企業が多いが、日系企業では能力等級(職務遂行能力に応じて等級を決め給与を決める方式)を採用する企業も多く存在し、等級や給与がインフレしがちになる。すべての企業に当てはまるわけではないが、従業員が実際に担う役割と給与のバランスが適切に取れているかを検証する必要がある。

駐在員については住居費用等駐在コストがかかるため現地採用社員に比べてコストが高くなる傾向がある。日系企業の駐在員比率が2.5%であるのに対し、その他外国企業は0.5%であり、日系企業の駐在員比率は高い状態にある。

企業のポリシーとして駐在員が担うべきポストは設定すべきであるし、企業の発展段階(特に初期)は駐在員中心の組織とならざるを得ない側面がある。しかし、本来は現地化を志向しているが、現地スタッフの育成が遅れているために駐在員がその役割を担わざるを得ない、という状況には経営効率上問題がある。3～5年程度のスパンで駐在員が担うべきポスト、現地スタッフに置き換えるポストの計画を策定し、その計画に沿って現地化を進める必要がある。

2) 間接機能に従事している人数

各社が共通でもつ人事、経理・財務、情報システムなどの間接機能にはコスト削減の余地が残されていることが多い。特に中国においては、経理部門の伝票管理でこれだけの人数が必要かと思うほどの人員を抱えている企業も多い。そこで次に着目したのが、間接機能比率(直間比率)(=全従業員に占める間接人員の割合)である。

³ 100社のデータを小さい順に並べた場合に、25社目の値が25%ile、50社目の値が50%ile、75社目が75%ileとなる。実際のサーベイでの3種の数字を掲載しているが今回は50%ileのみを掲載している。



今野 靖秀 Konno Yasuhide
デロイト北京事務所 コンサルティング
アソシエイトディレクター

主としてグローバル人材マネジメント領域(人事戦略、人事制度構築、幹部報酬等)のコンサルティングに従事。慶應義塾大学商学部卒業後、金融系シンクタンク、外資系人事コンサルティングファームを経て、2015年より北京オフィスに駐在。

2010年にベトナムに、2013年にタイに駐在後、中国、APAC、US、EMEA案件を担当。

直間比率は、日系企業では 15.5%、中国系企業で 30.4%、その他外国企業では 12.3% という結果が出た。まず目に付くのは中国系企業の比率の高さである。中国経済は右肩上がりの成長を続けており、人員管理という概念が弱かったことが背景にある(もちろん日系企業やその他外国系企業においても中国では人員管理概念が薄かった可能性はあるが、中国以外の他国での経験から人員管理の意識は比較的高かったと推察される)。しかし、近年の経済成長の鈍化により中国系企業でも人員管理の課題意識が強まっており、この数値は徐々に改善していくものと推察される。一方で、中国系企業の結果をみてもわかる通り、間接人員数の管理は自ら意識をして管理をしないと徐々に増えていく傾向にある。そこで、現在の自社の直間比率見直し(間接人員の効率化)の余地があるかを検証し、直間比率の改善のための施策を検討し、水準を適切にコントロールする必要がある。

3) 間接機能のコスト

2)では間接機能を人員数という視点から見てみたが、間接機能比率(直間比率)は低ければ低いほどいいという指標ではない。日系企業のご担当者からは、リソース(人員数、IT インフラ等)が限られており、日本本社と同じ質の業務を提供することができないという声を多く聞く。

次に注目すべきなのが、総人件費に占める間接機能コストである。日系企業では 21.3%、中国系企業で 30.1%、その他外国企業では 22.2%となっている。この結果を見ると、日系企業は間接機能コスト比率が中国企業やその他外国企業よりも低い傾向にあり、効率的な運営がされていると考えられる。一方で、間接機能として本来必要な業務を提供できていないリスクも否定できない。日本本社では実行しているが中国法人では提供していないサービスの洗い出しなどを通じて、現状の提供しているサービスの品質を確認し、自社として充実させるべきサービス提供の実現に向け、リソース配分の調整、場合によっては間接機能の増員を検討する必要がある。

以上、3 つの観点から、サーベイのファインディングを記載した。次回以降は実際のサーベイ報告書の活用方法について解説を行う予定である。

3. 「要員・人件費の生産性に関するベンチマーク調査&診断 2018 年版」 (参加費無料)のご案内

冒頭でも記載した通り、「要員・人件費の生産性に関するベンチマーク調査 2018 年版」の参加企業を募集している。2018 年版では、前回調査で要望の多かった会社形態(統括会社、生産会社等)の種別等を集計結果の表示区分として加えることで、より類似企業との比較を行いやすくするとともに、経営指標(KPI)についても一部修正を図ってより活用しやすいサーベイになっている。

お申し込みは以下のリンクを参照のこと。

申し込み:

<https://deloittesurvey.sojump.com/jq/17212897.aspx>

問い合わせ

E-mail : hcbenchmark@deloitte.com.cn

電話 : (+86)10-8512-4361 (平日 10:00-12:00, 13:00-16:00)

※いずれも日本語、中国語、英語で対応可能



執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180
北村 史郎

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 牧 直文 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 梨子本 暢貴

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031
藤川 伸貴 / 上田 博規 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800
安田 和子 / 酒井 晶子

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza, 1 East Chang An
Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788
三浦 智志 / 小池 裕二 / 五十嵐 大典 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

45/F Metropolitan Tower, 183 Nanjing Road, Heping District
Tianjin 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688
網永 敦 / 竹田 剛

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255
矢川 浩章

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: + 86 (024) 6785 4068

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310- 6206

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: + 86-25-5790 -8880

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: + 86-27-8526-6618

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC